

新型インフルエンザ ワクチンの接種対象者が 広がりました

町民のみならず全員が接種の対象となります

国から優先接種対象者以外の人(健康成人など)に対して新型インフルエンザワクチン接種を開始する旨が通知されたこと、また県内における優先接種対象者からの接種申し込み状況等を踏まえ、優先接種対象者以外の人(健康成人など)への接種が始まりました。

接種を希望する場合は、まず、かかりつけ医にご相談ください。

医療機関への申し込み後、ワクチンの入荷状況を踏まえて接種日時などが決められます。医療機関との連絡方法を確認しておいてください。

接種開始日程

- ・対象 健康成人
- ・開始日 1月25日
- ※65歳以上の人に対する新型インフルエンザワクチンの接種も1月から始まっています。
- ※医療機関におけるワクチンの保有状況や接種予約状況などにより、希望する日程で接種できない場合もあります。

●接種費用を助成します

町では、新型インフルエンザワクチン予防接種の費用を助成します。接種を2回受ける人は、できるだけ同じ医療機関で受けてください。

町が支払い手続きの契約をした医療機関で接種する場合は、次の表で手続きの方法を確認してください。

ただし、町が支払い手続きの契約をした医療機関以外で接種する場合は、医療機関へいったん接種費用を全額支払うことが必要です。該当する人は、次の書類を添えて、健康・保険課または武蔵ヶ丘支所で払い戻しの手続きをしてください。請求できる期間は、6カ月間です。

払い戻しの手続きに必要な書類など

- ① 新型インフルエンザ予防接種済証
- ② 領収証
- ③ 本人名義または接種者の保護者名義の通帳
- ④ 印かん
- ⑤ 生活保護受給者の人は「新型インフルエンザワクチン接種に係る費用負担軽減確認書」

対象者	回数	費用	補助金額	自己負担額	町が支払い手続きの契約をした医療機関で接種する場合
町民	1回目	3,600円	2,600円	1,000円	医療機関窓口にある「新型インフルエンザ費用助成申請書兼委任状」に記入してください。
	2回目	2,550円	1,550円	1,000円	
生活保護受給者	1回目	3,600円	3,600円	0円	①健康・保険課または武蔵ヶ丘支所で「新型インフルエンザ優先接種に係る費用負担軽減確認書」を申請し、書類を受け取ります(印かん持参)。 ②接種する際、医療機関に「確認書」を提出すると、窓口で無料になります。 ※2回目を受ける際も、同様の手続きが必要です。
	2回目	2,550円	2,550円	0円	

幼児・学童の定期予防接種はお済みですか

次の予防接種の対象者で、まだ済んでいない人は3月末までに接種を行ってください。

■予防接種の種類

- 麻しん・風しん混合(MRVワクチン)
- ・第2期 小学校入学前の1年間(いわゆる年長児にあたる4月1日～翌年3月31日)
- ・第3期 平成8年4月2日～平成9年4月1日の間に生まれた人
- ・第4期 平成3年4月2日～平成4年4月1日の間に生まれた人

●2種混合 小学校6年生

■接種方法

予防接種指定医療機関に予約を入れて接種してください。

■持参するもの

- ・母子手帳
- ・予約票(昨年4月に対象者へすでに送付しています。紛失した場合は、健康・保険課で再発行を受けてください)

ひとり親家庭などへの 助成・貸付制度をご紹介しますか?

児童扶養手当制度 (母子家庭などが対象)

父親のいない児童や、一定の障がいのある父親を持つ児童などを監護している母または母にかわって児童を養育している人に対して支給されます。

ただし、国民年金、厚生年金、恩給などの公的年金を受けることができる人には支給されません。

■手当の対象となる児童

- 父母が離婚した後、父親と別れて生活している児童
- 父が死亡した児童
- 父が障がいの状態にある児童
- 父が生死不明の児童(1年以上生死不明)
- 1年以上にわたり、父から遺棄されている児童
- 1年以上にわたり、父が法律により拘禁されている児童
- 母が婚姻によらないで生まれた児童

■手当の額(月額)

- 全部支給
- 児童が1人のとき 41,720円
 - 児童が2人のとき 46,720円
 - 児童が3人以上のとき 1人につき3,000円が加算
- 一部支給
- 所得に応じて定められます。
- 受給者や扶養義務者の前年の所得が一定以上の場合は支給制限があります。

医療費助成制度 (ひとり親家庭などが対象)

ひとり親家庭などの医療費の一部を助成することにより、経済的、精神的負担を軽減し、ひとり親家庭などの健康増進と福祉の向上を図ることを目的としています。

■助成対象者(所得制限あり)

- 母子家庭の母
- 父子家庭の父
- ひとり親家庭の児童
- 父母のいない児童

■助成の範囲・額

国民健康保険、社会保険各法の規定により支払った負担金(付加給付控除後の3分の2)を助成します。

■助成の方法

償還払い

母子・寡婦福祉資金貸付制度 (母子家庭などが対象)

母子および寡婦家庭に資金を貸し付けることにより、経済的、精神的負担を軽減することを目的とします。

■貸付資金の種類

就学支度資金、修学資金、生活資金、就職支度資金、転宅資金など。

ただし、貸付申請の際は事前に相談が必要です。

問い合わせ 県菊池福祉事務所 福祉課 ☎0968-25-0689

国民年金第1号被保険者には、独自の給付があります

■付加年金

定額保険料に月額400円の付加保険料を上乗せして納めた人は、納めた月数×200円(年額)の金額を老齢基礎年金に加算されて受け取ることができます。付加保険料は、申し出をしたときから納めることができます。

■死亡一時金

第1号被保険者として、保険料を3年以上納めた人が、年金を受給しないで死亡したとき、その遺族が遺族基礎年金を受けられない場合に、12万～32万円が支給されます。

■寡婦年金

第1号被保険者として保険料を納めた期間(免除期間を含む)が25年以上ある夫が、年金を受けずに死亡した場合、妻婚姻期間10年以上に、60歳から65歳になるまでの間、寡婦年金が支給されます。年金額は、夫が受けられるはずだった老齢基礎年金の4分の3が支給されます。それぞれのケースにより、寡婦年金、または死亡一時金の選択、あるいは遺族基礎年金が受給できることもありますので、ご相談ください。

年金や健康保険などで分からないことがあったら?

社会保険出張相談所でご相談ください

- 最寄りの開設場所 大津町役場
- 日時 2月17日(水) 午前10時～午後3時



問い合わせ

町民課 年金係

☎232-4914

年金手帳



問い合わせ 健康・保険課 保健予防係 ☎232-4912